

【おしごとみえるっち 端末売買契約条項】

第1条（目的）

本契約は、はつかぜ株式会社（以下「当社」という。）が提供する「おしごとみえるっち」サービスに関連して、当社が契約者に対し端末機器（以下「対象機器」という。）を販売する条件を定めることを目的とする。

第2条（対象機器の販売）

1. 当社は、契約者に対し、別途合意された見積書に記載された対象機器を販売する。
2. 対象機器は、当社が第三者から調達した新品の正規流通品とするが、当社が初期設定その他必要な作業を施したうえで提供する場合がある。

第3条（契約の成立）

契約は、契約者が当社指定の方法により購入申込を行い、当社がこれを承諾したときに成立する。

第4条（引渡し・所有権の移転）

1. 当社は、契約者が申込時に指定した納品場所へ、当社の指定する方法で対象機器を配送する。
2. 対象機器の所有権は、当該機器の引渡し（配送完了）時に契約者へ移転する。

第5条（初期不良および返品）

1. 引渡時点で対象機器が正常に動作しない場合、契約者は引渡日から7日以内に当社へ書面で通知しなければならない。
2. 当社は、初期不良と認めた場合には、同一機種の新品と交換するものとする。
3. 3.7日を経過した場合、または利用者の過失・誤使用に起因する不具合については、製造元の保証規定に従うものとし、当社は一切の責任を負わない。

第6条（代金および支払条件）

1. 端末代金は、当社が提示する見積書に記載された原価＋作業費により構成されるものとする。
2. 契約者は、納品月の翌月末までに、当社が発行する請求書に基づき代金を支払うものとする。
3. 支払遅延が発生した場合、契約者は年14.6%の延滞損害金を負担する。

第7条（免責）

1. 当社は、対象機器の商品性、特定の使用目的への適合性について何ら保証しない。
2. 対象機器の使用によって契約者または第三者に生じた損害について、当社は対象機器の販売価格を上限とし、それを超える責任を負わない。
3. 初期不良交換以外の返品・返金は原則として認められない。

第8条（契約解除・返還）

1. 契約者が受領を拒否したり、連絡不能となった場合、当社は契約を解除でき、配送・保管に要した費用等を請求できるものとする。
2. 当社が代金未回収の場合、合理的な範囲で対象機器の返還を求めることができる。契約者はこれに応じる義務を負う。